

一般廃棄物処理業→浄化槽清掃業許可証

令和2年10月22日付けで申請のあった一般廃棄物処理業→浄化槽清掃業に係る許可申請については、下記により許可する。

高萩市長 大部 勝 規



記

許可年月日	令和2年12月12日	許可期限	令和4年12月11日まで
許可番号	令和2年 第12号		
処理業者名	有限会社 元クリーン 代表取締役 菅野 元		
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ）		
収集、運搬又は処分の別	収集、運搬		
営業区域	高萩市内全域		
最終処分の場所	高萩市大字赤浜2100-192 高萩市リサイクルセンター		

指示事項

- 1 この許可証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 2 許可期限が切れたとき、又は許可を取り消されたときは、直ちに返還しなければならない。
- 3 施設内への搬入及び作業方法については、係員の指示に従わなければならない。
- 4 一般廃棄物処理業→浄化槽清掃業許可申請書に記載した事項（取扱廃棄物の種類並びに収集、運搬及び処分の事業範囲の変更を除く。）を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 5 法令、条例、規則又は上記事項等に違反したときは、許可を取り消すことがある。

COPY